

ふくしま創生・人口戦略有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 少子化や若者の県外流出などによる急激な人口減少への対応は、東日本大震災・原発事故からの復興と並ぶ本県の最重要課題であることから、地方創生・人口減少対策を推進する施策・取組の検討に当たり、専門的見地や、若者・女性の意見を広く聴取するため、ふくしま創生・人口戦略有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「福島県人口ビジョン」の策定に係る検討に関すること。
- (2) 「ふくしま創生総合戦略」の策定に係る検討及び取組の推進に関すること。
- (3) その他本県の地方創生・人口減少対策の検討に関すること。

(組織)

第3条 会議は学識経験を有する者、その他適当と認める者で組織する。

- 2 会議に座長を置き、知事が指名する。
- 3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要があると認めるときに企画調整部長が招集する。

- 2 企画調整部長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、福島県企画調整部復興・総合計画課に置く。

- 2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、知事が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。